

届出事項の変更届（電気工事業に係る変更届）

みなし登録電気事業者は電気工事業法の規定の適用を受けるため、届出書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく（変更のあった日から30日以内）次表による変更の届出をしなければなりません。なお、主任電気工事士の選任は2週間以内に行うこととなっています。

◎申請書類…電気工事業に係る変更届出書：《様式第19》と下記添付書類

◎みなし登録電気事業者の場合、手数料はすべて不要です。

◎申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして、受付印を押印のうえお渡します）

【届出事項変更届一覧】

	変 更 内 容	必 要 な 添 付 書 類
1	申請者の氏名（個人）又は名称（法人）の変更※（有）⇔（株）の組織変更も対象	・建設業許可の変更届出書の写し
2	法人の代表者の変更	・誓約書（例示2） ・建設業許可の変更届出書の写し
3	申請者の住所（個人）又は本店（社）所在地※（法人）の変更※登記簿上の所在地	・建設業許可の変更届出書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店（社）の所在地が異なる場合は、以下の書類が必要です <個人の場合> 住民票の写し等、変更前後の内容が確認できる書類 <法人の場合> 登記事項証明書等の写し
4	営業所の所在地の変更	・建設業許可の変更届出書の写し
5	営業所の名称の変更	・建設業許可の変更届出書の写し
6	行う電気工事の種類の変更	・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む）
7	主任電気工事士等の免状の種類の変更	・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む）
8	主任電気工事士等の変更	・誓約書（個人の場合：例示1） （法人の場合：例示2） <主任電気工事士が第一種電気工事士の場合> ・第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む） <主任電気工事士が第二種電気工事士の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3）＊3年以上の実務経験 <主任電気工事士が役員の場合又は雇用している場合> ・主任電気工事士の雇用（在職）証明書（例示4）
9	1）建設業許可の更新 2）建設業許可の変更 ・一般建設業⇒特定建設業 ・大阪府知事⇒国土交通大臣	・建設業の許可通知書の写し ・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む）

※作業従事者が認定電気工事従事者認定証を取得され、600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことを希望される場合は、「6. 行う電気工事の種類の変更」の手続きをしてください。

※建設業許可の更新時にも、認定電気工事従事者認定証にて自家用電気工作物の作業を行う場合は、認定証の写しの添付が必要です。

申請書について

記入上の注意

- ・住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。
- ・住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載してください。
- ・主任電気工事士等実務経験証明書の記入誤りが多いので、お間違いのないよう記入例をよくお読みください。

その他の注意事項

- ・申請書類は、2 部（1 部はコピーで可）を提出してください。

（参考）誓約書に係る条文

電気工事業に業務の適正化に関する法律

（第 6 条第 1 項）経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、電気工事士法第三条第一項、第二項若しくは第三項又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
- 三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 四 第二十八条第一項又は第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 五 法人であつて、その役員のうちに前四号の一に該当する者があるもの
- 六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

（参考）電気用品安全法第 28 条第 1 項は、PSE マークが表示されていない電気用品を電気工事に使ってはいけないという趣旨の条文です。

× 整理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

電 話 番 号 () _____

氏名又は名称 _____

法人にあっては _____

代 表 者 名 _____

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

平成・令和 年 月 日 () 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

平成・令和 年 月 日

4 変更の理由

5 電気工事業の業務の適正化に関する法律の規定による届出年月日及び届出受理番号

昭和・平成・令和 年 月 日 大阪府知事届出第 _____ 号

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

<例示1>

(個人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

私及び下記営業所に置く主任電気工事士は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営 業 所 名	氏 名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都道府県 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日 交付

<例示2>

(法人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

名 称 _____

代 表 者 名 _____

当社及び当社の役員は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約します。

また、下記の営業所に置く主任電気工事士は同法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営 業 所 名	氏 名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都道府県 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日 交付

<例示3>

主任電気工事士等実務経験証明書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____

証 明 者 氏名又は名称 _____
法人にあっては
代 表 者 名 _____ 印
登録又は届出 _____ 年 月 日
年月日及び番号 第 _____ 号

次の電気工事士は、以下のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

電 気 工 事 士	1 電気工事士の氏名		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	現住所	〒	
	電気工事士免状の種類及び 交付都道府県名	第 種電気工事士免状 〔 〕都道府県	
	免状交付番号及び交付年月日	第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付	
2 電気工事に従事した職歴			
期 間		業 務 の 内 容	
昭和・平成 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (電気工事士免状の交付年月日以降の実務経験 で、3年以上の期間であること)			
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 業務の内容は、第二種電気工事士として行った一般用電気工作物の工事内容等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

※以下の欄は記入しないで下さい。

証明者の登録又は届出有効期間	昭和 平成 令和	年 月 日	～	昭和 平成 令和	年 月 日
----------------	----------------	-------	---	----------------	-------

<例示4>

雇 用（在 職）証 明 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

申 請 者 氏 名 又 は 名 称 _____

法人にあっては

代 表 者 名 _____

下記の者は、私（当社）の従業員（役員）であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	
主任電気工事士の住所	
電気工事士免状の種類 及び交付都道府県名	第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都 道 府 県
交付番号及び交付年月日	第 号 昭和・平成・令和 年 月 日
勤 務 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日 (勤続約 年)